

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

①第三者評価機関名

名称	NPO 法人ニッポン・アクティブライフ・クラブナルク兵庫福祉調査センター		
所在地	尼崎市南武庫之荘2丁目27-29 宮本 登美子 (HF05-1-046)		
	川田 治彦 (HF15-1-045)	橋本伊三男 (HF06-1-003)	

②施設・事業所情報

園名	ポピンズナーサリースクール伊丹		種別	保育園	
代表者氏名	きたじ せつこ 北治 攝子		定員 (利用人数)	45	名
所在地	兵庫県伊丹市中央1-1-1 伊丹ショッピングデパート5階				
TEL	072-744-1991		ホームページ	https://www.poppins.co.jp	
【施設・事業所の概要】					
開設年月日	平成23年1月4日				
経営法人	株式会社 ポピンズ				
職員数	常勤職員	20	名	非常勤職員	7名
専門職員	(専門職の名称) 保育士	14	名	6名	
	看護師	2	名	1名	
	栄養士	3	名		
施設・設備の概要	事務員	1	名		
	総敷地面	365.30 m ² (乳児室・ほふく室・保育室)		園庭	178.75 m ²
	児童1人当	4.13 m ² (乳児室・ほふく室・保育室)		児童1人当	3.89 m ²

③理念・基本方針

【企業理念】	最高水準のエデュケアと介護サービスで社会に貢献します
【サービスポリシー】	<ul style="list-style-type: none"> ・寄り添うように… お客様の心を感じ、そのご要望に丁寧に応えるサービス ・慈しむように… 愛情と敬意に満ち、優しく包み込むようなサービス ・信頼に足るように… 他に換えることのできない確かなサービス ・妥協しないように… 果てしなき質の向上に挑み続けるサービス
【ポピンズナーサリースクール 目標】	人生で最も重要な時期の人間教育を目指します
	<ul style="list-style-type: none"> ・寛容な人間 ・聡明で愛情深い人間 ・探究心の旺盛な人間 ・グローバル社会で活躍できる人間

④施設・事業所の特徴的な取組

【エデュケアプログラム】・・・生活や遊びを通してお子様の「個性」を伸ばすプログラム

「ポピンズアプローチ」という独自の手法「知力エイト」でお子様たちの成長を支援

「知力エイト」・・・言語、音楽、論理数学、空間構成、身体運動、自然科学、社会性、自己受容

- ①教育（エデュケーション）と保育（ケア）
- ②多文化理解教育（日本や世界を知る）
- ③食育（食育活動を通して、本物に触れ、食材に親しみ食への興味へと繋げる）

⑤第三者評価の受信状況

評価実施期間	令和 元 年 8 月 27 日（契約日） 令和 2 年 3 月 17 日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	0回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

保育理念として乳幼児期を人生で最も重要な時期ととらえ、養護を基本として教育を通じて子どもの最善の利益に資する保育をすることを掲げ、その理念の実現に向けてポピンズアプローチを実施し、子どもたちが興味関心をもっているものを見極め、個々にあった発達を家庭と連携しながら行っている。

◇改善を求められる点

保護者アンケートで試食の機会を要望する声がありましたので保護者の試食会等を検討されることを期待します。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

「最高水準のエデュケアと介護サービスで社会に貢献します」という企業理念の下、人生で最も重要な時期の人間教育を目指し、保護者やお子様に寄り添った「エデュケアプログラム」を行ってきたことが今回の評価につながったと思います。

今後も保護者様のご意見を真摯に受け止め、その心の声に丁寧に応えながら、更なるより良い理念の実現を目指していきたいと思えます。第三者評価という機会をいただき、自園のエデュケアを振り返ることができたことに感謝致します。

⑧各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1)	理念、基本方針が確立・周知されている。	
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	①・b・c
〈コメント〉理念等はホームページ・しおりに表示しており、保護者には入園前に説明会にて詳しく、日々にはエデュケアプログラムやドキュメンテーションにて周知している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1)	経営環境の変化等に適切に対応している。	
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	①・b・c
〈コメント〉本部よりの新聞・雑誌・インターネットニュース等が配信されたり、伊丹市のホームページにて他園の状況等の確認をし、事業経営環境を把握・分析している。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	①・b・c
〈コメント〉毎月の経営会議資料に基づき、課題等を把握し理解すると共に改善へと進めている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
4	I-3-(1)-①	①・b・c
〈コメント〉中長期経営計画を入念に計画し、作成されており、経営課題を明確にし、解決・改善へと進めている。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	①・b・c
〈コメント〉中長期経営計画より、単年度予算計画へ落とし込み、人員計画・採用計画へと運営に当たっている。		
I-3-(2)	事業計画が適切に策定されている。	
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	①・b・c
〈コメント〉事業計画が職員全員にて、策定され、途中評価され、見直しを行っている。		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	Ⓐ・b・c
〈コメント〉保護者に色々な手段で報告し、理解を得ている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-①	Ⓐ・b・c
〈コメント〉個々の目標設定し、PDCAによる評価を行い、分析・検討されている。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	Ⓐ・b・c
〈コメント〉評価結果を分析し、課題を文書化し、共有し改善へと取り組みが行われ、改善計画の見直しもされている。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
〈コメント〉施設は全て施設長中心に行われ、連絡は施設長-主任-副主任-リーダーとなっている。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
〈コメント〉施設長は法律を理解するため、大阪支社や外部研修を受け、把握に取り組んでいる。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
〈コメント〉施設長は保育の状況を評価・分析し、資質向上の為に、内部・外部研修を受け改善し、ポジション毎に質向上に向け体制を整えている。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・Ⓑ・c
〈コメント〉施設長はコミュニケーションにより、職員の現状を把握し、働きやすい環境や改善に向け、職員と共に積極的に取り組んでいる。		

--

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	①・b・c
〈コメント〉人材確保のため、就職フェアや説明会・大学訪問による、人材確保に努め、ホームページでの呼びかけや見学会を実施している。		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	①・b・c
〈コメント〉人事評価は業務目標に基づき、自己評価し最終人事に提出している。又人事制度に関し文章化され、評価基準が明確化されている。又保育士の処遇改善も十分に話し合われている。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	①・b・c
〈コメント〉会社の勤怠管理システムにより、有給取得や残業時間の7時間以下への対応や産休・介護休暇制度もしっかりと運営されている。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	①・b・c
〈コメント〉ポジション毎に職務記述書が有り、職務内容が明記されている。又個人毎に年度始めに面談が有り、期待する職員像により目標が明確に設定されている。途中にて振り返りも行われている。		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	①・b・c
〈コメント〉法人内の人権研修・新人研修・救命救急や2年目研修・時期リーダー研修・主任研修・施設長研修が行われ、資質向上へとつなげている。		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	①・b・c
〈コメント〉社内・外の研修・リトミック研修・ベビーサイン研修・キャリアアップ研修等の情報提供と参加出来る様に配慮している。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・②・c
〈コメント〉受け入れは無いが、マニュアルの作成を作成し、ベビーシッターやナニー業務の研修を実施している。		

--

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
〈コメント〉運営の透明性はホームページや保護者会にての理念・事業計画の説明やしおり等で法人の存在意義を説明している。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
〈コメント〉適正な経営・運営の為に、2年毎の内部監査と外部の会計事務所の調査及び自治体による監査や取り組みが行われている。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
〈コメント〉地域とは、館内ビルの人たちとのふれあい、地域の保育所との伊丹フィルとの演奏会での交流・交番所・駅・銀行・自転車店・フィットネスクラブ・老人ホームのクリスマス会のイベント等で交流を拓けている。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉠・c
〈コメント〉ボランティアの受け入れは、マニュアルに則り、受け入れをし地域との交流をしている。0～2歳児の施設なので、学校教育への直接的な協力は今のところは実施していない。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
〈コメント〉社会資源を明確にし、市の支援課との連携を職員間にて情報を共有している。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a・㉠・c
〈コメント〉地域の子育て支援事業として「一時預かり」「休日保育」「育児保育」を行い、随時子育て相談を実地している。保育所のスペースを活用しての地域の保護者や子供等の交流はされていないが、他保育所の児童を招いての演奏会や触れ合いは行われ、老人ホームとの交流も企画されている。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㉠・c
〈コメント〉福祉ニーズを確認し「一時預かり保育」「休日保育」「病児保育」を行い子育て相談にも応じている。市の関係機関や団体との連携は有るが、民生委員・児童委員等との定期的な会議等は開催されていない。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
〈コメント〉理念の徹底に基づく保育や人権教育研修参加に伴う多文化理解・性差についての理解に努め、保育に当たっている。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	㉠・b・c
〈コメント〉虐待防止マニュアルによる研修保育がされ、内外部講師による研修も行われ、適切な保育がされている。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
〈コメント〉希望者に対し、ホームページ・しおりの説明や市の保育課にパンフの設置等幅広く対応している。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉠・b・c
〈コメント〉入園前に園のしおりを使い、丁寧に説明し、続き各クラス毎に保育内容の説明をしている。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c
〈コメント〉卒園後継続園への引き継ぎや、卒園後も地域に根ざした園として、相談窓口を設置している。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
〈コメント〉毎年ISO顧客満足度調査アンケートを行い、分析し改善へ、その他保護者懇談会・保護者参観・年一度の個人懇談会を開き情報交換をしている。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉠・b・c
〈コメント〉ご意見箱の設置とISO顧客満足度調査により、意見を頂き、保育の質の向上に努めている。		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉ご意見箱の設置や、何時でも意見を頂ける環境を整え、保護者相談室の設置や信頼関係を構築している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉保護者からの意見はご意見箱やISO顧客満足度調査を行い、ご意見を把握し、改善し質の向上に努めている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉救急時の対応について、各種マニュアルを整備し、研究会や会議で全職員に周知している。怪我やその他の事故発生時の対応については、看護師を中心に職員が対応や改善策をミーティング等で検討している。散歩マニュアルを作成し、散歩の際は目的地の安全チェックと散歩コースの見直しをしている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉「感染症マニュアル」を整備し、発生時の対応も看護師中心に行われ、ミーティングも開かれている。発生時には、受付に掲示して保護者は周知し、注意喚起をおこなっている。感染症に関しては、入社時に研修を受け、定期的に勉強会が開催されている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉「非常災害対策訓練年間指導計画」を作成し、消防署、警察署との連携をとり、指導、訓練を実施している。災害時の避難場所(近隣小学校・老人ホーム)の確保を行い、交流している。昨年大阪北部地震時は避難階段から避難場所へ無事避難出来た。同時に避難階段から避難する訓練をくり返し行うことの必要性が認識された。保護者との連絡もSNSで滞りなくなされた。水、トイレトペーパー、おやつ等の備蓄をしており、年2回見直し確認している。自治体【伊丹市危機管理室】からの情報が会社携帯、メールで配信される体制が整備されている。同じビルの店の人達との協力関係が作られている。</p>		
40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉食中毒発生時の対応マニュアルを整備し、全職員に周知している。栄養士衛生チームでマニュアルの見直しと職員への研修を行っている。</p>		
41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	(a)・b・c
<p>〈コメント〉不審者対応のマニュアルを整備し、年に2回以上、園外散歩中・ルーム内等を想定して不審者対応訓練を行っている。その他、伊丹警察署、警備室と連携をとり年一度から二度防犯訓練を行い指導を受けている。玄関ドラ・廊下・エレベーター前に防犯カメラを設置している。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	①・b・c
<p>〈コメント〉「新・保育所保育指針」に沿って「全体的な指導計画」を作成しそれに基づいて「年間指導計画」「月案」「週案」を作成し、掲示により保護者に周知している。社内外の研修に参加しミーティングで情報を共有し、見直しを行いながら保育実践につなげている。</p>		
43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	①・b・c
<p>〈コメント〉保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。指導計画、指導案については、リーダー、主任、施設長が確認し合い、保育実践時に確認して見直しを行っている。保護者懇談会、保育参観、個人懇談会をして意見や提案に基づいて見直しをしている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	①・b・c
<p>〈コメント〉「全体的な計画」【保育過程】に基づき「年間計画」「月案」「週案」が作られている。ポピング各ルームが指導計画を見直し、ルームで協議して作成、振り返りを行っている。指導計画の作成に当たり、社内の各種の関係者（看護師、マネージャー、栄養士等）が参加している。個別指導計画は「面接シート」にて子供の身体状況や子どもと保護者の生活状況等を把握し、子どもと保護者の具体的なニーズ等を個人懇談会や相談業務の中で把握して作られている。</p>		
45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	①・b・c
<p>〈コメント〉毎年、本社、支社で全体的な指導計画、年間計画の見直しをしている。各ルームの職員の意見も取り入れて勉強会や会議を行いながら実施している。評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。指導計画の見直しは保護者や、子どものニーズを踏まえ保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	①・b・c
<p>〈コメント〉個々の「個人カリキュラム」を作成し、「成長記録」に詳細を記録し職員間で情報共有し、振り返りを行っている。記録内容や指導計画の書き方については保育所の統一した方法（主担任→主任→施設長と3段階で確認）で行っている。</p>		
47	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	①・b・c
<p>〈コメント〉職員に対して個人情報保護規定と記録の管理について定期的な研修が行われている。保護者には「個人情報使用同意書」を頂き、説明会で説明している。</p>		

評価対象 A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	Ⓐ・b・c
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	Ⓐ・b・c
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	Ⓐ・b・c
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	Ⓐ・b・c
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	Ⓐ・b・c
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	Ⓐ・b・c

特記事項

○保育内容

- ・「保育課程」は2019年より「全体的な計画」に改定され、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程、子どもと家庭及び地域の実態に応じて編成している。又、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。
- ・一人ひとりの子どもの発達過程と家庭環境から生じる個人差を把握し、自分を表現する力が十分でない子どもの思いに寄り添い適切に対応している。指示、命令、禁止をしないことを基本として職員間で共有している。
- ・0歳児では、ベビーサインも積極的に取り入れる等して、応答的な関わりをしている。
- ・0歳から2歳児全員、戸外活動を積極的に取り入れ、雨天以外は、戸外（公園・神社等）に出掛け、身近な自然や季節感を味わい、十分に体を動かすようにしている。散歩時や雨の日の館内巡りでは交番・駅・お店の人達と接する等して社会的体験が得られる機会を大切にしている。屋上庭園は花や野菜畑があり、自然に触れることが出来る。夏はプール遊びを楽しんでいる。
- ・長時間保育では、個々の状況に合わせ、休息の確保、補食、夕食の提供を行っている。早朝、延長保育時間には、異年齢保育を行っている。保育士間での引継ぎ情報共有を適切に行っている。

○環境

- ・乳児室を月例別に心地よく過ごせるよう環境を工夫し、安心してゆったり眠れる空間、授乳できる区間、遊びを楽しめる空間に分けている。
- ・1・2歳児では友達との関わりを大切に、友達と一緒にする楽しさ味わえる環境を整えている。栄養士、看護師等保育士以外の大人とも食育活動や手洗い指導等で関わりをもっている。

○健康

- ・「保健計画」を作成。健康情報について、システム入力して個々の健康状態について、関係職員が把握している。健康診断・歯科健診の結果は「保健計画」にて保育に反映させている。
- ・乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取り組み（睡眠チェックタイマーによる5分毎の睡眠チェック、照度計測、触診、あおむけ寝を徹底している）
- ・アレルギー疾患のある子どもについて、「保育所におけるアレルギー疾患対応ガイドライン」を基に個別に対応している。保護者には「ホームページ」と「しおり」にて詳しく説明している。又、アレルギー対応献立表を作成し、献立表の配布時に栄養士・保育士は保護者と面談している。

○食事

- ・本社食育チームによる工夫された献立で手作りの食事を提供している。
- ・ポピンズメモリー【連絡帳】にて食事内容について家庭との情報交換をしている。
- ・一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮して献立・調理を工夫している。特別食への対応（アレルギーに対する除去食、体調不良時の変更食、宗教上の除去食等）をしている。
- ・食育では、多文化理解教育の一環として世界の料理・日本の料理・地域の食文化を取り入れた献立作りをしている。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	Ⓐ・b・c
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ・b・c

特記事項

<p>○家庭との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年より「連絡帳」はシステム導入による「ポピンズメモリー」となり、毎回、家庭と園との日常の情報交換（身体状況、薬、食事状況、活動、その他の連絡事項、相談等）が密に行われている。 <p>○保護者等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日々の送迎時に担任、主任、施設長が対話をする事に努め丁寧な対応を心掛けて信頼関係を築くようにしている。行事、懇談会等で、保育の意図や保育内容について保護者の理解を得る機会を設けている。いつでも相談を受けられる体制を整備している。 <p>○家庭での虐待等権利侵害の子どもへの対応と予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待等権利侵害を発見した場合の対応マニュアルは玄関に置かれており、家庭にも配布している。伊丹市の保育家庭課や子ども家庭センター（児童相談所）と連携をとり情報共有に努めている。 ・日々、視診や着替え時に個々の子どもの身体状態の確認をおこなっている。 ・虐待防止マニュアルに基づく職員の研修を行っている。
--